

彙報

◎地方長官會議

地方長官會議は八月五日より開會された。集る者病氣の龜井沖繩縣知事を除き北海道廳長官以下良二千石連。五日は内閣總理大臣、外務、大藏兩大臣、六日は内務大臣、七日は文部、陸軍兩大臣の訓示と言つたやうな順序で、新内閣の固苦しい訓示を居眠りもせず窮屈相に拜聽して居た、全く以て難行苦行であつたに違ひない、今度は初の顔合せであるから脱線した意見を出さうものなら首と引換へであるから緊張したのも無理はない、此會議に於ける總理大臣、大藏内務兩大臣の訓示は常に政府の政策に對する聲明であつて、帝國議會に於ける國務大臣の施政演説と同一に世人の注視する所であるから、其の訓示の要旨を左に錄する。

内閣總理大臣訓示

官紀振肅のことは就任當初即ち六月二十四日を以て各官廳

に訓令致して置きましたる通り刻下特に其の必要なるを感じる次第であります、官務を奉ずることは官吏たる者の勞むべき本分であると信ずるのであります。云ふ迄もなく政治の基礎は道義の上に築かねばならぬ、政治は公正を経としと織り出ださねばならぬことは政治其の者の本質であります、諸君は政治の樞要なる位置に居らるゝのであります。宜しく戒慎督勵事に従はるゝことが今日特に必要なを痛切に感ずる次第であります、若し諸君を初め帝國の津々浦々に至る約十五六萬の官吏若し夫れ附屬員其の他を合すれば約四十萬に垂んとする官僚が協心戮力緊張して肅正のことに當り努力して倦まざるに於ては心すや其の實績を擧ぐることは庶幾く期待することを得るものと思ふものであります。私は必ずしも官吏萬能の政治を云爲するものでもなく亦官憲が民衆を指導するの舊套を説くものでもありません。唯官吏は位置の大輕重こそあれ國家の機關を組織するものであり國家政治機關の組織に在る者は動もすれば其の行爲は小なりと雖國家の威信に關係を及ぼすことがありますが故にことさらに意を用ひて戒慎督勵を要することを特に指示する次第であります

するが故に一般の諸僚は責任の大小輕重に隨て一般公衆の利益の爲に國家の信託を分任するの位置にあることを意識せしめて以て事に從ふの風を旺盛ならしめたいと希ふ次第であります従つて之が實績を擧ぐるには苟くも違ふ者あるに於ては假借することなきを期せねばならぬと信ずるのであります一面に國務の公正及恒久性を保障し一面には政務の進捗を滑かならしむる爲政務官事務官の區分を明かにするは憲政の運用上頗る必要なりと認めまして政府は曩に政務次官設置の豫算案を帝國議會に提出し今や將に其の官制を定めむとする所であります。近時官場の風を見まするのに純然たる事務官の位置にある者が當然守るべき畛域を踰越して時の政略に迎合し又は附隨して時に或は非違を敢てる者が少からぬやに聞くのであります。斯る風を助長したる場合に於ては滔々弊を成し事務官の純潔性を失ひ勢ひ内閣の更迭と共に幾百千の官吏を更迭せしめなければならぬ結果になりはせぬかと虞るゝであります。斯の如くなるに於ては諸外國に於ても既に苦き經驗を爲したる如く國務の公正及恒久性を害ふこと少からずと認むるので政府は此る近時的情弊に顧みて事務官政務官の區分を明確にして以て憲政の運用に資せむとする次第であります。諸君は制定の精神を考へ事務官として至公至正の職に盡し至忠至實公に殉するの風を隆ならしめられむことを切望する次第であります。近時國家並に公共團體の財政が著しく膨脹を來し頗る放漫に流れ居ることは殊更に警説するの要はありません。今日迄多少行政財政の整理が行はれましたけれども歲計は依然として膨大なる額に上つて居るのであります。固より先づ屈するは他日大に伸びむとする所以であることは申す迄もありませんが今日は一般に極力整理緊縮を計らねばならぬ時機に在りと信するのであります。政府は銳意之が整理に全力を傾倒する考へであります。諸君に於ても亦政府の意の存する所を體せられ地方公共團體の行政及財政の整理緊縮に對して凡ゆる努力を傾注せられむことを切に望むものであります。此の點は更に内務大臣より詳細に亘つて述べらるる所であります。最も重要な問題として特に諸君の留意を要求する次第であります。元來歲計なるものは故に歲計を整理緊縮せむとせば小なる費目の節約に意を用る概して彼此流用を許さない小なる費目の集合であります。ねばならぬことは言を俟ちませぬ。所謂大を捨てず細を擇ばず之が整理を計る外はないと信するのであります。諸君に於ては細心の注意と考究を重ねられ多少の不便を忍び断乎たる措置に出で政府の趣旨を貫徹せられんことを望むのであります。

ます。近時一般に國民精神の弛緩より延いて浪費贅澤の風を
剛致したるの傾向が著しきことを認めます。財界の不況に
繼ぐに昨年の災禍を以てし産業の萎微貿易の逆調甚しきを加
ふるに際し誠に憂慮に堪へないものがあります。此の秋に際
し先づ以て國民一般が大に其の精神を作興し用を節し費を省
き以て此の國家的難局に對抗することが刻下殊に緊要なりと
信ずるのであります。政府は此の趣旨を以て行政財政の改
革整理を斷行し同時に奢侈を抑制し勤儉力行の必要なるを認
めて諸般の施設を爲さむと考へて居るのであります。贅澤品
の輸入税に關する法律の制定の如きも此の趣旨から出た一つ
であります。本法律の趣旨は一面には之に依て輸入の減退
を計り貿易の逆勢を緩和する一助たらしむるにあることは云
ふ迄もないこととりますが其の本旨とする處は實に各般の
施設と相俟て國家の窮境に對する國民の自覺を促し奢侈安逸
の陋習を打破し勤儉力行の美風を發揚せしめむとするもので
あります。法律の趣旨を徹底するには素より國民各個の自覺
はるゝ事なく此の制定の精神を斟酌し國民精神の緊張を計ら
れ以て時局を匡救するの目的を達するに努力せられむことを
切望する次第であります。之を要するに今日は國民が國際競
争を見ず到底右の如き貿易の入超を相殺すること能はざりし

争場裡に立て或は落伍者たるか將た制勝者たるかの決せらる
ゝ重要な決勝點に在るかと察します。依て大に諸政を更新
し以て列國對峙の内に國家の實力を發揚するの機會を失つて
はならぬと深く信ずるのであります。而して廣く一般をし
て造次顛沛にも此の機運を忘るゝながらしむる様徹底するこ
とは止に諸君の重大なる責務であると認めます。終りに本期
議會に通過しましたる豫算及法律等は夫々之が實行に於て十
分なる效果を擧げらるゝ様努められんことを望む次第であり
ます。

大藏大臣訓示

我國は財政經濟上今や非常なる難局に際會せり、先づ財界
は戰後反動より脱せず、加之昨秋の大震火は我國經濟の全般
に深甚なる打擊を與へ一方に外國貿易の逆調益甚しきを加へ
去年の入超額は朝鮮、臺灣の分を合せ六億二千二百餘萬圓で
ふ未曾有の巨額に上り本年上半年に於ては七億一千二百餘萬
圓の入超を告げ大正八年以降の入超累計は實に二十七億七千
七百餘萬圓の多きに達せり之と同時に貿易外の收支勘定は海運

が爲我國の正貨は最高記録たる大正十年一月の二十一億九千餘萬圓より次第に減少し今春英米市場に於て外債の發行ありたるにも拘らず本年七月末には十六萬三千五百餘萬圓となり而かも爲替相場は震災以來暴落を重ね近時稍小康を得たりと雖尙對米相場は平價に比し二割に近き低落を示せり固より斯の如きは震災直後の一時的現象にして永續すべきものにあらざるべしと雖内外の状勢に照すに我國國際貸借の前途決しし樂觀を許さざるものあり。

翻て財政の現状を觀るに大正十三年度實行豫算を以て之を戰前大正二年度の歲計に比するに其の歲出は五億七千三百餘

萬圓より十六億一千五百餘萬圓となり二倍八割強に增加しそれを續を示すに至れり。

斯の如き現下の難局を展開し進で國運の伸暢を圖るの途固を内地人口一人當りに就て觀るに十圓三十九錢より二十七圓六十一錢に増加せり尤も右十三年度實行豫算中には復興及復舊に關する経費二億五千五百餘萬圓を包含するを以て假りに之を控除するも尙十三億五千九百餘萬圓に上り戰前の二倍四割弱に當れり又國債の總額は大正二年度末に於て内國債十億五千四百餘萬圓外國債十五億二千九百餘萬圓計二十五億八千四百餘萬圓なりしもの本年六月末には内國債三十一億六千六百餘萬圓外國債十五億千四百餘萬圓計四十六億八千餘萬圓となり即ち八割強の増加にして人一口人當りは四十六圓八十七錢

より八十圓二錢に增加せり斯くて公債の發行額は往々市場の英米兩國の如きも戰時に於ては極て巨額の公債を發行し英國に於ては一九一九年十二月には八十億磅米國に於ては一九一九年八月末には二百六十五億九千萬弗に達せしが爾來何れも着々其の整理の歩を進め英國は本年三月末迄に三億二千萬磅米國は本年六月末迄に五十三億四千餘萬弗を減少するの好成績を示すに至れり。

より一にして足らずと雖其最も根本的にして各般施設の基調たるべきものは實に消費に對する政府及國民的一大節制を斷行するに在りと信するもの也明年度豫算の編成に就ては緊急止むを得ざるものゝ外新規要求を認めざるは勿論既定繼續費に就ても打切中止又は繰延を行ひ其他諸般の事項に亘り極力整理緊縮の目的を貫徹する決心を有す殊に公債政策に關しては細心の注意を拂ひ公債の募集は成るべく之を差控へ就中一般市場に於ける公募は出來得る限り之を減少し以て財界の整理産業の發展に資する方針にして既に本年度に於ても新規募

債額二億九千四百萬圓は外債募集中の充當預金部の引受郵便局賣出等の方法に依りて之を調達し新規の公募は一切之を行はざること、せり。

然るに地方團體の歲計は近年における膨脹の程度中央財政に於けるよりも甚しきものあり即ち地方歳出の總額は大正一年度の三億一千七百餘萬圓より大正十二年度の十一億五千四百餘萬圓となり其の増加實に三倍半強に當れり從て地方稅の増加極めて顯著にして大正二年度の一億八千百餘萬圓より大正十二年度には五億七千六百餘萬圓となり約三倍二割に増加し地方債は大正二年度末の三億一千六百餘萬圓より大正十三年五月末日の八億四千四百餘萬圓となり二倍八割強に増加せり(中略)就中地方債を財源とする事業は緊急已むを得ざるものゝ外之を起さるる方針を探り殊に普通土木事業又は公企事業の如きは當分の間新に之を計畫せざるは勿論既に着手中の事業と雖此際成るべく之を繰延べ又は中止するの英斷に出でられんことを望む。

此の政府の方針と相呼應し國民も亦其の精神を緊張し好況時代の遺習たる輕跳奢侈の氣分を一掃し克己節約勸儉貯蓄の美風を涵養すること寔に刻下の急務なりとす政府が冀に特別議會に提出したる復興貯蓄債券法案並に賚澤品等の輸入稅に

關する法律案の如き貯蓄獎勵に關する政策の一端を示したるものに外ならず政府は固より此等一二の立法を以て足れりとするものにあらず幾多の爾餘の施設と相俟て始めて其効果を奏すべきものたるや明なるが故に政府は今後中央地方を通じ統制ある組織の中に民風作興貯蓄獎勵の爲有効適切なる手段を講ぜんとす然れども政府百般の施設も要するに國民の協力を得ずんば其目的を達し難し故に各位に於ては政府の意の存する所を一般に普及徹底せしめらるゝは勿論自ら進んで部下の職員と共に實踐躬行以て政府の所期の目的の達成に努力せられんことを切望して止まざるなり。

最後に一言したきは金融機關に關することなり銀行の合同は歷代の内閣に於て各位の助力を得て之が勸奨に力めたる結果漸次其の効果顯はれ大正二年末の各種銀行總數は二千五百十七行なりしが爾來二百七十九行を減じ大正十二年末には千八百七十八行となり然れども此の千八百七十八の行數は尙多きに過ぐること勿論にして而かも其の内資本金百萬圓以上のもの僅に五百七十三行に止まり大部分は極めて小資本を擁するに過ぎず此の如きは我金融界の缺陷にして時勢の要求に應ずる所以にあらず合同の獎勵に關しては今後各位一段の努力を望むものなり。

次に本邦に於ける信託業の發達は近來の事に屬し既に免許を與へたる會社は二十四に過ぎざるも此の業務は銀行業務と並びて一般經濟界に於て重要な使命を有するものなれば各位に於ても斯業の健全なる發達を見るやう配意あらんことを望む。

近來相互利殖組合貯金組合勸業社金融社等の名稱を用ひ種々なる脱法的手段を講じて庶民階級より零細なる資金を吸收し之れを濫費横領する等社會に毒害を流す者少しうせず之れか取締に付ては各位に於ても充分留意せらる所と信するも斯の如き徒をして跳梁せしむる結果は一般的の貯蓄心を阻害すると共に正當營業者の利益を侵害するに至るべく之れが取締の必要益々切なるを感じる次第なり各位は此の意を體し機宜の措置を講じ以て取締の周到を期せられんとを望む。

内務大臣訓示

時恰も酷暑の際なるに拘はらず茲に地方長官各位の會同を煩はしたるは親しく現内閣の政綱政策を宣明して各位の諒解と協力とを求め以て之が徹底を期せむとするに在り。

時勢の要求と國論の歸趨とは政府の施設を促すもの歟から

すと雖現内閣が最も重きを置く所は(一)綱紀を肅正し官吏をして忠實に服務せしむると共に積弊を薦除して政治の公平中正を期すること、(二)普通選舉を斷行すると共に選舉を公正にし民意を暢達せしめ立憲の本義を確立すること、(三)行政財政を整理し執務を簡捷にして民衆の利便を圖り政費を節約して財界の改善を期すること、是なり。此の三大政綱は現内閣の自ら認めて其の使命とする所なるを以て各位亦之を諒とし之が實績を擧ぐるに協力せられむことを切望し已ます。

綱紀の肅正は庶政の根本なり。本立たざれば末舉がらず、官紀にして嚴正に維持せらるるにあらざれば如何なる施設も其の實績を期待すべからず。然るに數年來我政界に於て綱紀の頽敗を憂ひ之が肅正を要望するの聲絕へざるは國家の爲誠に痛歎に堪へざる所なり。抑官吏は公職を行ふ者なり、自ら公衆の範となり其の畏敬を受くべき地位に在り、然るに其の素行修まらず他の侮蔑を招くが如きことあらむか争でか公務の實績を擧ぐることを得むや。若し夫れ官吏が其の職務を執行するに當り刑辟に觸るが如き行爲を敢てする者あるに至ては言語道斷なり。余は各位が部下の諸僚を策勵して忠實に職務に服せしめらるると共に其の私行に於ても嚴に戒慎を加へ官吏たるの體面を維持せしめられることを望む。又特に

各位の留意を乞はむとする所は各位が黨派を憚らず情實を顧みず一意專念正義を履み公道に由り公平中正の態度を以て地方の行政に従はることはれなり。立憲治下に於て政黨の發生するは自然の勢なり苟も政黨にして存する以上は其の相競ふて勢力の擴張に勉むるは當然の事に屬す、但だ其の努力は常に適正の範圍を逸脱すべからず、政黨にして官憲の助力を得由て以て勢力を擴張せむとするが如きは嚴に之を排除せざるべからず、官憲にして職權を濫用し甘じて政黨の走狗となるが如きは官紀紊亂の最も甚しきものなり、政黨の勢力擴張は政黨をして之を爲さしむべし官憲は其の圏外に超然たらざるべからず、然るに近年地方に於ける施設經營の跡を見るに土木、教育、産業等地方利害の伴へる問題を捉へて黨勢擴張の具に供し政府與黨側に屬する者の希望を容れて反對黨側に甚だしきに至りては適法に選舉せられたる町村長を反對黨に屬するの故を以て數年に亘り認可を與へざりしの事例ありと聞く、此の如きは公器を私して地方を賊するものと謂ふべく余は力を極めて此の如き官憲の非違を排斥せむとす、現内閣は其の閣僚の多くは政黨員なりと雖其の與黨の勢力擴張に就き決して各位の助力を求むるものにあらず之と同時に若し各

位にして孰れの黨派たるを問はず其の勢力擴張に關係する如きあらば斷じて之を容認する能はず。余が此の言を爲す所以のものは各位の不偏不黨を疑ふが故にあらず唯余の決心の在る所を深く各位の腦裡に印し地方官憲をして克く此の趣旨を體せしめむことを期するに外ならず、各位は自ら公平中正を旨とし其の所信に忠ならむことに勉むるのみならず又嚴に所部の吏僚を戒飭して苟くも非違に陥ることなからしむるを期せらるべく、其の官紀を紊る者に對しては假借なく相當の處置を講じ以て時弊の匡救に勉められむことを望む。

時代の進運と憲政の本義とに照し衆議院議員の選舉権に関する納稅制限の無條件撤廢は速に之を實行すること最も緊切に要するに當りと認めざるのみならず、選舉取締の他に瓦りて適當の改正を加ふるの必要ありと信するを以て、政府に於ては目下衆議院議員選舉法の改正に關し取急ぎ調査を進めつゝあり、必ず成案を得樞密院の議を經て之を次期帝國議會に提出せむことを期す、政府が衆議院議員選舉法を改正せむとする所以のもの蓋し普通選舉を斷行すると共に眞に選舉人の自由意思に基づきたる選舉を行はしめ之に依りて益民意を暢達せしめむとするに在り。抑民意の暢達は選舉の大精神とする所なり、其の實舉がりて始めて憲政の美を濟すべし。されば選舉の自由

と公正とを確保することは憲政發達の根本要義にして此の事
たる單り衆議院議員の選舉のみならず府縣會又は市町村會議
員の選舉に於ても亦然り。故に此の際余は今後行はるべき總
ての選舉に於て各位の留意を講はざとする廉數點を擧げて此
の趣旨を補充し各位が一に公正の態度を持して以て選舉の席
清に寄與する所あらむことを望まむとす。近年選舉の行はは
る毎に必ず選舉干渉の聲を聞くは余の甚だ遺憾とする所な
り。選舉干渉の非難は時に失敗者の誤解に出づるものなきに
非ずと雖火無き處に煙の上がるべき理なきと同じく選舉干渉
の非難を以て單に落選者の猜疑に因るものと爲すは必ずしも
當らず、以下擧ぐるが如き干渉の事例が選舉に際し往往發生
したるは争はれざるの事實なり。即ち警察官其の他の官吏が
有權者に對し何人に投票するやを尋ね意思の薄弱なる選舉人
に對して暗に政府與黨の候補者に投票するの決意を促すこと
其の一なり、警察官が有權者に對し反對黨の候補者に投票せ
ば買收の嫌疑を受くるの虞あることを説き之が意思を鈍らし
たること其の二なり、政府黨側の違犯事件は之を寛假し反對
黨側のものに對して爬羅易抉事をとすること其の三なり、政
府與黨側の違犯事件は相當の證據を擧げて申出づるも官憲之
を受附けざること其の四なり、有權者の弱點を捉へ之を檢舉

すべきことを以て脅迫すること其の五なり、選舉前最も大切
なる時期に於て反對黨側の候補者又は運動員を警察署に呼出
し長時間之を留意して爲に奔走の機會を失はしむること其の
六なり、投票立會人又は選舉立會人には政府與黨側の者のみ
を選定し又は政府與黨側の者を多數に選定し反對黨側の不利
を圖ること其の七なり、擧げ來れば之を算ふるに遑なし。既
に此の如き事實ありとせば世人が選舉干渉なりとして非難す
るも亦當然なりと謂はざるを得ず。余は各位の留意に依り今
後此の如き弊害の根絶を期すると共に選舉に際して候補者得
票豫想報告を徵するが如きは以上の弊害を助長するの虞あり
と信ずるが故に今後絶対に之を廢せむと欲す各位及各位の部
下も亦此の意を體して謬りなきを期せらるべし。

戰時に於ける經濟界の好況が戰後の反動に依りて急轉廻を
爲すと共に政府の財政も民間の事業も今や行詰の状態に在る
は今更多言を要せず、而も暴騰したる物價は容易に抑制し得
られざるを以て輸入は滔々決河の勢を以て流入の状況を繼續
するに拘はらず輸出は退々として増進の見るべきものなく貿
易は爲に逆潮を呈し大正八年以來年々巨額の輸入超過を來し
本年の如きは僅々半年にして既に六億六千萬圓以上の輸入超
過を見るに至れり。今戰時中に於ける輸出超過と戰後に於け

る輸入超過との状況を計數に照せば左の如し

大正四年	輸出超過	一七五、八五七、〇五九圓
大正五年	同	三七一、〇四〇、二〇八
大正六年	同	五六七、一九三、九四一
大正七年	同	二九三、九五六、八三五
	計輸出超過	一、四〇八、〇四八、〇四三
大正八年	輸入超過	七四、五八七、二六三
大正九年	同	三八七、七八〇、一七〇
大正十年	同	三六一、三一七、一七
大正十一年	同	二五二、八五六、四一四
大正十二年	同	五三四、四七九、八五〇
大正十三年六月迄同		六六四、三〇四、〇〇〇
	計輸入超過	一、二、二七五、三一四、八一四
	差引輸入超過	八六七、二七六、七七一

此の如く我邦は戦時中に於て幸に貿易の順潮なるを得たりしも戦後に至りて急に逆潮に一轉したるを以て一時二十二億圓に近きたる正貨は今や減じて十六億餘圓となり若し貿易状態にして依然改善せらるる所なくむば今後正貨現在高の益々減少すべきは何人も之を看取するに難からず。正貨の減少は金輸出の禁止と相俟て我邦の對米爲替を下落せしめ、五十弔

を以て略相匹敵すべきものと認められたる我百圓の最近四年前後に低下したることは誠に憂ふべき現象なりと謂はざるべからず。經濟界の現象は幾多錯雜したる原因の綜合に依て生ずるものなるを以て一二の事由を捉へ直に其の原因なりと即断すること能はずと雖其の主要の原因を抽出し来れば我が對外爲替の下落は正貨の減少に基くものにして、正貨の減少は貿易の逆潮より來り貿易の逆潮は物價の騰貴に由り物價の騰貴は通貨の膨脹と消費の過大とを以て其の主因と認めざるを得ず。而も此の膨脹したる通貨を吸收して其の收縮を圖ることは洵に容易の業にあらざるのみならず強て之を行はむ乎事業界に大打撃を與へ整理を見ずして却て破壊を見るに至るべし是れ角を矯めむとして牛を殺すものなり。故に今日物價抑制の穩當なる方法としては政府地方公共團體及個人共に力を協せて消費の節約に努力し之に依て現下の大勢を轉廻するの策に出づるの外なし。今政府の行はむとする行政財政の整理は固より一面に於て能率の増進を期するものなりと雖主として之に依りて財政の基礎を鞏固にし、財界の改善を圖らむとするに在るを以て整理の結果政費の緊縮を見るにあらざれば所期の目的は之を達すること能はず。されば各位の擔任せらるる國の事務に就ても經費に大削減を加へらるるは實に

已むを得ざる所なり乃ち大正十三年度の経費に就ては不日何分の示達を爲すべく又大正十四年度の豫算に就ては目下當局に於て銳意之れが調査を爲しつゝあり其の本年度豫算に比し相當の減額あるべきは豫め各位の了知を乞はむと欲す。

政府の財政が整理を要するの状態に在ること以上述ふる所の如し。而も此の理由は直に移して以て地方財政整理緊肅の理由と爲すことを得べし。地方財政の整理緊肅は現下の國情殊には國民負擔の著しく激増せる實績に際して最も其の必要を感じざる所なり。試に大正十二年度の地方歳出十一億五千四百萬圓を以て經濟界の好況を呈したりし大正八年度の六億六千二百餘萬圓に比すれば寧ろ増加の急激なるに驚かざるを得ず。其の地方稅負擔の一戸當稅額大正八年度に於て三十六圓なりしもの大正十二年度に於て五十一圓に増加せるが如き、蓋し地方歳出の激増に伴ふ必然の結果なりと雖今に於て大に負擔の輕減を圖り以て其の源泉を養ふにあらざれば其の極或は國民經濟を壓迫し延きて地方並に國家財政の基礎を危殆ならしむるの虞なしとせず。顧ふに地方財政の膨脹今日の如く甚しきを致せるもの畢竟時運の進展に伴ふて地方開發上事業の擴張又は新規の施設を要するもの多きに因れること固より論を待たずと雖、時に當局者の事業計畫に急なるの餘り民力

との關係如何を考慮するに於て注意を缺けるものなきにあらざるのみならず地方財政に對しては世間の注視を悉くこと國庫財政の如くに爾かく深甚ならず、隨て經理經營兩つながら放漫に流れ易く事業の企畫に對しては地方一般に好感を以て之を迎ふるの風あるも之が緊肅に對しては概して之を喜ばざるの傾向あり、更に甚だしきは事業の計畫動もすれば黨派權勢の爲に左右せられて時に不急の施設を見る等彼此相倚りて地方の財力に不相應なる跛腿を來たさしめたるもの亦多しと爲さず。各位は地方財政に對し從來屢々之が整理緊肅に勉む所ありしと雖、今日の世局の處し中央地方相呼應して更に一層の整理緊肅を爲すにあらざれば財政の鞏固經濟の振興は固より之を期し得ざるべきを以て斷々乎として茲に積年の因襲を擺脱し、一切の情實を超過して銳意其の實績を擧ぐるに勉めらるべく、政府に於ても地方の負擔を増加するが如きの施設は免めて之を避けむことを期す。尙之が具體の方針に關しては近く更に訓令すべきに付之に依違して其の實行を期すると共に管下市町村等の財政に就ても亦齊しく此の方針の下に指導監督其の宜しきを制せられむことを望む。物價騰貴の原因中消費の過大に基くものは國費地方費の膨大優に其の主要なる部分を占むべしと雖國民の奢侈浪費の與

て力があること亦極めて顯著なるものあり、故に消費の節約して財界の改善を圖るには國民一般の奢侈浪費を戒しめ之をして勤儉力行の美德を守らしむるを要す。然るに彼の大震火災の後國氏精神の一時緊張を見たりしものも、災後春年を出でずして浮華輕佻の風既に著しく、懶惰驕奢の俗重ねて起り、我國俗の誇とする質實剛健の精神は頓に弛緩したるを憂へしむるは痛歎に堪へざる所なり。今や我邦は大戰後に於ける思想並經濟の變遷に際會し國民の覺醒と努力とを要するの秋なり。殊に大震災の打撃に依る國力の衰退は國民の大なる自覺と奮起とに由るにあらざれば之を回復すること至難なり。是を以て政府は質實健全なる思想の涵養に留意し勤儉力行を獎むると共に大に國民の貯蓄心を喚起せむとす。奢侈品に對する輸入稅重課の如き全く此の趣旨に出づるものなり。政府は更に勤儉獎勵の方法を定め中央地方相呼應して舉世の民心を警醒せしむる所あらむとす。此の事に就ては追て具體の方案を立て各位の協力を求むべきを以て各位は余の微衷を諒とし部下並に公共團體の職員を戒むるは勿論一般民衆に對しても廣く振作更張の切要なるを覺知せしめ時弊を革めて質實剛健の良風を興し醇厚中正の美德を獎め各人齊しく其の業に安んじて克く勤め克く節し以て生活の基礎を確立すると共

に協力一致で國運の振張に寄與する所あらしめられることに最も切望して止まる所なり。

余は行政整理の目的の一半は能率の増進に在ることを述べたり、能率の増進は官吏たる者の居常念とすべき所にして必ずしも行政整理の終るを待つべきにあらず、執務時間の勵行及事件處理の責任を明にするが如きは直に之を實行すべし。之と共に事務を簡捷にすること亦最も必要なり因て政府は地方行政に關し許可認可を必要とする事項其の他に就き其の廢すべきは之を廢し、其の改むべきは之を改むると共に更に權限委任の範圍を擴張せむことを期し是等に關して銳意講究を遂げ逐次實行する所あらむとす。各位亦既往の實績に稽へ地方命令中許可認可を要することを規定するものにして之を改廢して大なる支障なしと認めらるる事項に就ては進で之が改廢を斷行し、各其の責任の在る所を明にし庶政一新の實を擧げらるべし。

財界の不振を極むる現下の状勢に於て屢々労働争議の發生を見るは誠に遺憾とする所なり。資本労力は生産の二大要素にして其の一を缺如しては生産の發達を望むこと能はず、故に労資の協調は最も望ましき所にして財界の現状は特に其の緊要を感じしむ。固より大量生産の行はるる今日に於て資本

業と労働者との間に時に争議を生ずるは已むを得ざる所に屬するも、職内務行政に在る者は其の間極めて公平中正の態度を持し孰れにも偏することなきを要す。労働争議の發生したる場合に於て往々警察權の執行緩慢なるを非難する者あり、勿論安寧を害し秩序を紊る者あらば嚴に之を處分して假借する所あるべからずと雖労者が規律を守りて同盟罷業を爲す場合に在ては濫に警察力を以て之を壓迫すべきにあらず。唯労働者に非ざる職業的煽動者徒らに同盟罷業を教唆するが如きは斷じて之を容すべからず。又交通瓦斯電氣の供給等一般公衆の日常生活と緊密なる關係を有する業務に從事する者が同盟罷業を爲したる場合に於て當該官廳が公衆の利益を擁護する爲機宜の處置を取るに對し世上或は官憲の干涉壓迫なりとして之を非議する者ありと雖、此の種性質に屬する従業者の同盟罷業は直に公衆の日常生活に對する脅威となるべきを以て、此の如き場合に於て公衆の利益を擁護するが爲

所ありたり尙次官局長より各位に指示又は協議する所あるべし、各位能く之を了得せられ勇往邁進以て庶政の更張刷新に十分の努力を致されむことを切望す。

◎國有林野に對する道路工事費特別

負擔に關する協定

道路工事の施行に因つて、國有林野が著しい利益を受けた場合に其の所有者である國に負擔金を賦課することとの取扱いについては、農商務省に於て其の方針を定め内務省に協議したこととは本紙第六卷第四號に於て報道した所であつたが、内務省土木局に於ては之が対案を定め農商務省に示した、之に關しては兩省とも相當協定を要する點が妙くないので、対案の理由説明の爲田中土木事務官を同省に派し交渉せしめて居る、不日何分の決定を觀るであらうが、其の案は左の通てあるべきを以て、此の如き場合に於て公衆の利益を擁護するが爲

相當の手段を講ずるは當然の事に屬し又固より官憲の職責なりと謂はざるべからず。労働争議に對しては各務は慎重考慮の上實際の事情に應じ取締上萬遺算なきを期せられむことを望む。

余は當面の急務と信ずる所のものに就き以上聊か概言する

一道路法第三十九條ノ規定ニ依リ道路ノ新設及改築ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ國有林野ノ所有者ニ對シテ負擔セシムル場合ハ國有林野ノ受益額ノ半額ヲ標準トシ民有林野ノ負擔スル率ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ總工事費ヨリ道路法第三十三條及第三十七條ノ規定ニ依リ國又ハ管理者ノ統轄スル公共團

體以外ノ者ノ負擔スヘキ金額ヲ控除シタル金額ノ半額ヲ超ニ

書記長及アガーネイ・ベスコウ出席す

ルコトヲ得ス

前項ノ受益額ハ當該道路ノ利用區域内ニ於ケル國有林野ヲ

Baldwin 氏議長ニ Agnewy Bethan court氏及 Winiarski 氏副議長に選ばる

合利的ニ利用スル場合ニ於テ道路工事完成ノ結果生スヘキ山

第二回 會議の形勢

林ノ増加額トス

二、道路ノ修繕ニ關スル工事ノ費用ニ對シテハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外道路法等三十九條ノ負擔ヲ爲サシメサルモノトス

三、道路管理者ハ大林區署長ト協定ノ上受益者負擔金額ヲ定メ

メ前年四月三十日迄ニ地方長官ニ提出シ地方長官ハ之ヲ内務省ニ進達シ内務省ハ豫算編成ニ關シ農商務省ト協議決定ノ上

道路管理者ニ對シ認可ヲ爲スコト。

交通委員會將來の事業に付て今回の會合に於て討議したる諸點中特に注意すべきもの次の如し

一、第一回及第二回交通總會に於て協定せられたる諸條約並勸告の實行其他之に關する爭議の裁決等が委員會事業の大部分を占むるに至りたること

之れが爲め委員會に法律的知識を必要とするに至り特に和蘭「ライデン」大學教授にして年來汎く交通關係の諸法律問題に關係せる「ヴァナインガ」博士を特別委員として招請することに決す

◎國際聯盟交通委員會

第六回 會議經過

第一回 會合

大正十三年三月十二日より同十四日に至る間壽府聯盟事務局内に於て三回の會合を催す
Popesco 氏及「ヴエネズエラ」委員（未定）を除き委員全部（我方は杉村參事官）、事務局側よりは委員會書記長 Hass 氏、に屬す

二、委員會の事業は技術的及經濟的方面に之を分ち得べく而して諸協定の締結又は勸告案の作成等に付きては後者こそ寧ろ重要視すべきものなるも此點を餘りに明白にするときは經濟委員會との間に権限の衝突を生ずる虞あり依て態と表面には此點を顯はざるものとしたるも交通委員會が實質に於て交通關係の經濟委員會たることは殆んど争ふべからざる事實

三、前後二回の交通總會に於て目星き問題は討議し盡されたるかの感あり從て各委員に於て連りに新なる題目の探査に努めたるも無線電信又は航空（但し戰時國際公法は海牙會議、平時國際公法は國際航空委員會の領分に屬するを以て平時國際私法關係のみに付て討議せむとす）の如き稍々未開拓の問題にあれざれば海難救濟燈臺信號、内水航行等寧ろ陳腐に属る題目たるを免れざるを以て書記局側の如きは第三回交通總會の討議事項に付きて早くも今より心痛しつつ居る次第なり

四、各國側の態度を見るに英國は主として民間營業者の協力を仰ぎ海上航行、港に力を注ぎ佛國は無線電信、航空に重きを置き南米諸國、西班牙、波蘭、希臘等の代表は何か目立ちたる仕事を爲さむと焦り居るが如く見受けらる此間に立ちてイタ利が水力電氣及自動車に着眼し「ムツソリニ」の國策實施に努めむとするが如し

第三、議事要項

一、委員會の事業

(1) 委員會の當然爲すべき事業

(イ) 「バルセロナ」及壽府條約の實施及批准に關する問題
(ロ) 右諸條約によぐ爭議裁決に關する問題

書本件由之を知程に致し 貞八九年協約の署名國の意向に付

(ハ) 「デエノア」會議決議の適用問題

右諸問題が本委員會の日程に上るべきは當然なり

(2) 舊委員會に依り研究せられ更に新委員會の研究に委られたる事業

本件は目下繫争中なるも兎に角日程中に入れ置くことにより決す

(ロ) 鐵道及水路の連絡問題

「ライン」航河中央委員會 (commission centrale la navigation du Rhin) は本件に關し一の希望を舊委員會に提出し舊委員會は鐵道條約案起草に際し此希望を考慮すると能はずとなし其儘昨年の第一回交通總會に移牒し第二回交通總會亦之を新委員會に移牒したり

本件は之を日程中に残し置き本件討議に先立ち「ライン」航河中央委員會に對し本希望を決議するに至りし事情本件の真相等を明にせむことを請ふことは決す

(ハ) 内水航行噸數測量統一問題

書記長より「ライン」航河中央委員會の本件に關する決議及書翰を披露す

き一層正確なる報道を俟つことに決し尙ほ本委員會委員にし
て同時に「ライン」航河中央委員たるものに依頼して此點に
關する報道を得一八九八年協約の改正の方法を誤りて他國の
該協約に參加するを不可能ならしむるが如きことなからしむ
るやうにす

(ニ) 内水航行に於ける私權の統一問題

書記長種種の河川委員會の採擇せし決議及諸河川委員會内
に於ける本件成行を披露す

本件を日程中に残し置くこととし「ライン」航河中央委員

會に依り設けられたる特別委員會の調査の終了を俟つことと
す右調査竝必要の場合には委員會從前の決議に據り選ばれた
る専門家の調査の助けに依り委員會は將來に於て諸河川委員
會に代表せらるる諸國の一會議を開くを得べし

(ホ) 内水航行に於ける統計の統一問題
「ロマン」氏一九一三年「ロンドン」會議に於ける本件討議の

模様を報告し本件は順數測量統一問題と牽連して研究すべき
ものなることを述べ

日程に残すことと決す

(ヘ) 水路に依る運輸の衛生上の取締に關する問題

本件は水路に依る傳染病の傳染に對する措置に關し一協約

案を起草する爲め聯盟の衛生委員會及交通委員會より成る混
成委員會の研究するところとなりたり、此の混成委員會が一
の協約案を決定したる後衛生委員會は之に修正を加へたれ
ば、混成委員會は右修正を討議する爲今一應會合するの必要
あり

於茲右混成委員會委員たる本委員會委員 Baldwin, Popesco,
Stevenson の三氏に對する委任をなほ存續せしめ混成委員會
に於ける最後の討議を爲すの全權を與ふることに決す

(ト) 航空問題

本件に關し今のところ日程中に残り居るは航空に關する私
權の統一の問題一のみなり。佛蘭西政府は本件に關し本年初
めに一會議を召集すべき意向なりしも右會議は之を延期した
る旨佛蘭西政府より通知ありたる次第書記長に於て披露に及
びなほ今後も佛蘭西政府と連絡して其結果は各委員に隨時通
報すべき旨を約束す

(チ) 自動車による運輸問題

舊委員會は本件を自動車運轉に關する國際的免狀を作成要
求と牽連して研究し出したり舊委員會は道路交通殊に自動車
運轉の國際的免許狀に關する協約改正を目的とする一決議を
採擇して總ての政府に通牒したり

舊委員會は現在の自動車運轉の國際的免許狀を運轉手のもとと自動車のものとに分つ原則に基き改正する積りなり。 國際商業會議所會長

數ヶ國は委員會の通牒に對し肯定的に答へたり白耳義、英國、瑞西の如き之なり一九〇九年の道路交通協約改正の目的を以て本件の研究を繼續することに決す。

(リ) 無線電信問題

本件は舊委員會の指名に係る専門委員會に依り研究せられたり右専門委員會は伊太利理事會代表の提議に基き理事會が決議をなしたる結果成立したものなり此専門委員會の事業は無線電信に關する國際的會議を召集することを目的とす。

本件を日程に残し置くことに決す。

(ヌ) 海上航行問題

本件に關しては噸數測量の統一及海上安全の一問題が舊委員會の日程中にありしが此二問題を二専門分科會にかけて之れが研究を繼續することに決す。

(ル) 曆の改正

本件は國際商業會議所の希望に基き委員會に移牒せられし問題にして舊委員會は本件研究の爲次の如きものより成る特別研究委員會を構成したり

法王廳代表者、希臘教長 (Patriarcat Oecuménique) 代表者

に委ねられたり同局長は尙ほ種々の専門機關殊に鐵道管理國

右特別研究委員會は復活祭の日を一定することと一九三二年久不動の曆を作ることとの二問題の範圍に於てのみ曆を改正することは教義上差支無かるべき旨を認むる決議をなしたり。

右決議は總ての政府並關係宗教當局に通牒せられたり希臘教長は肯定的に答へ、法王廳は問題の重大なるに顧りみ輿論が此種の改正に賛成せざる限りは之に與する能はずと答へたり

本件に關し事務局が世界各國より受けたる書面及改正案の多きを見れば諸方面の本件に大なる興味を有するものなることを察知し得べし。

舊委員會が構成したる儘の特別研究委員會を維持し本件の調査を繼續することに決す。

(ヲ) 夏季時間問題

本件の研究は終了したるものと看做す。

(ワ) 鐵道車輛の自動的繫連問題

本件は國際勞動事務局局長よりの書翰に依り委員會の研究

際聯合會に情報を求めたり (Union Internationale des admin-

istrations de chemins de fer)

然し事務局に移牒せられたる情報に據れば若し各國政府の
國際的行動可能にして必要なりとせば夫は本委員會の仲介に

依りてのみ有效に行はれ得べきを思はしむ

意見交換の結果鐵道分科會の日程に本件をかけ無用の勞を
省く爲め鐵道管理國際聯合會と本件に關し連絡をとることに
決す

二、分科會特別分科會特別研究委員會等の維持新設

(甲) 維持新設

各分科會が有效に其意思を發表し得る爲め少くとも本委員
會委員三名を含むの原則を立てて左の如く分科會特別分科
會及特別研究委員會等を維持し又は新設す

(1) 鐵道運輸に關する分科會を維持す

(2) 海港條約探擇の結果委員會の事業増大したるを理由
とし水路運轉分科會を二分し(一)港及海上航行に關す
る分科會(二)内水航行に關する分科會とす

港及海上航行に關する分科會は更に(1)港特別分科
會(2)海上航行特別分科會の二者に分れ此二特別分

科會は同時に又は別々に會合し又問題に依りては他の

總ての分科會と直接に協力するを得

(3) 本委員會は第二回交通總會に於て採擇したる電氣問

題の條約の適用及擴張を確實にする任務を有するが故
に電氣問題分科會は之を永續的に維持することとす

(4) 近き將來に於て積極的に仕事を爲すべき必要ある一
九〇九年道路協約の改正問題を研究する爲道路交通に
關する一の特別研究委員會を設くることとす

(5) 豊算承認の仕事を委任し本委員會が常に三月に會合
するの必要なからしむる爲め豫算分科會を設くることとす

と

(6) 諸條約及諸協約の適用に關する爭議裁決の權限を有
する各專門分科會に當然附隨すべき法律分科會を設く
ること總ての分科會は右の場合以外たりとも法律分科
會の協力を要求し得

(7) 何等の變更を加ふることなく從前よりの曆の改正特
別研究委員會、衛生取締特別研究委員會及無線電信問
題特別研究委員會を維持することとす

(乙) 構成人名

1. Sous-Commission des Ports et de la Navigation Maritime;
2. Comité spécial des ports;

M. SMITH, Président

M. BROCKMANN

M. STEVENARD,

M. FERNANDEZ Y MEDINA, ancien Président de la

Commission des Ports de la 2ème Conférence.

M. WATTIER, Directeur des Ports au Ministère des

Travaux Publics des Francs.

I expert britannique, à désigner ultérieurement par M.

2. Sous-Commission de la navigation intérieure:

M. DREYFUS, President

M. BALDWIN

M. DOBKOVICUS

M. POPESCO

M. STEVENARD

M. WINIARSKI

M. TSANG-CU, ancien délégué de la Chine à la Con-

férence de Barcelone.

Sir Alan ANDERSON, Vice-President de la Chambre

de la marine marchande britannique.

W. BRETON, Directeur des Chargeurs Réunis.

M. BIANCWARDI, Ancien expert de la délégation

italienne à la Commission des ports de la 2ème Conférence.

M. KROLLER, Membre du Conseil de la Direction des affaires économiques du Ministère des Affaires

étrangères à la Haye.

I expert grec.

avec possibilité de co-optation de deux membres.

M. SINIGALLIA, Président

M. AMUNATEGUI

M. BROCKMANN

M. OUANG-HANG

M. POLITIS

Sir Francis DENT, Ancien Président de la Commission des chemins de fer de la conférence ancien directeur général du "South-Eastern & Chatham Rail way," - qui pourra être supplété par Marriott.

M. DUCASTEL, Directeur général des chemins de fer au Ministère de Travaux Publics de France ; ou un suppléant désigné par lui.

M. HEROLI, Directeur de la division des chemins de fer du Département fédéral des postes et chemins de fer à Berne.

M. P. WOLF, Conseiller Ministériel au

Ministère des transports à Berlin, avec possibilité de co-optation de deux membres.

4. Sous-Commission des questions électorales:

M. DORKEVICIUS, Président

M. BRNOCKMANN

M. SCHULLER

M. POLITIS

le membre Vénézuélien.

M. ARBELOT Directeur des forces hydrauliques et de distribution d'énergie électrique au Ministère des Travaux Publics de France.

M. BIGNAMI, Ingénieur, ancien sous-secrétaire d'Etat en reprises électriques à Zurich.

M. HOLCK-COLDING, Directeur de la 1^{re} division du Ministère des Travaux Publics de Danemark.

M. HANSEN, Directeur général des forces hydrauliques et des canaux de Suède.

5. Sous-Commission du budget:

M. BALDWIN, President

M. DREYFUS

M. GUERRERO

M. OUANG-HANG

M. STEVENARD

M. SUGIMURA

le membre vénézuélien.

6. Sous-Commission Juridique.

M. URRUTIA, Président.

M. GUERRERO

M. WINIARSKI

M. van EYSINGA, Professeur à l'Université de Leyde.
M. HOSTIE, Ancien Jurisconsulte du département de la Marine à Belgique, Secrétaire général de la

Commission centrale pour la navigation du Rhin

7. COMITÉ spécial d'étude de la circulation routière:

M. SIEVENARD, Président.

M. AMUNATEGUI.

M. CHAIK, Vice-Président de l'Automobile de France.

France.

1 membre britannique,

1 membre danois,

1 membre hollandais.

1 membre italien,

1 membre suisse,

1 membre allemand,

8. Comité spécial d'étude questions télégraphiques:

M. FERNANDEZ Y MEDINA, Président

M. ANGELINI, Directeur des communications électrique du Ministère des Postes d'Italie.

M. DROIN, Directeur des Exploitation télegraphique du Ministère des Postes et Télégraphes de France.
M. BROWN, Secrétaire-adjoint du Bureau général des postes d'Angleterre.

M. ETIENNE, Directeur de l'Union télégraphique internationale

M. G. BONNET, adjoint au Président.

M. van EYSINGA, Président

Le R. P. GLANFRANCESCHI, représentant du Saint-Siège.

Reverend T. E. R. PHILLIPS, représentant de l'Archevêque de Cantorbéry.

Professeur EGINITIS, Directeur de l'Observatoire d'Athènes, représentant du Patriarcat Oecuménique de Constantinople.

M. BIGOURDAN, Président du Comité du calendrier de

L'Union astronomique internationale.

M. BOOTH, Président de la chambre de commerce
internationale.

10. Membres de la sous-Commission mixte Pour le contrôle

santaire:

M. BALDWIN

M. POPESCO

M. STEVEN ABD.

(注 意)

諸國政府は必要の場合は電氣問題分科會に一の専門家を出席せしめ得ることとす

鐵道分科會議長は第一回交通總會鐵道委員會の報告者たりし氏 Isabell の鐵道分科會に對する協力を希望する旨を述べ

委員會は之に賛同し更に各委員を分科會に配布したるが議事規則に據り必要な場合には勿論他の専門家の協力を請ふを得ることに諒解せらる

尙ほ一分科會が本委員會に委員を出し居るも其委員が右分科會に加はり居らざる國に利害關係ある問題を討議する場合には右國家の本委員會委員は右分科會の右問題討議に參加することと諒解せらる又本委員會に委員を出し居らざる國に依

り指名せらるる一時の委員の本委員會討議參加に關する議事規則は分科會の討議にも準用せられ殊に分科會が爭議裁決の討議を爲す場合に準用せらるものとす

三、一九二五年度豫算

書記長一九二五年度豫算案を提出し討議の結果左の三項を除き一九二四年度豫算の維持に決す

(1) 地方的會議費

一九二五年度に於て内水航行噸數統一問題、内水航行私權問題、道路交通に關する一九〇九年協約の改正問題の三件に關し地方的會議を開くの必要あるべきが故に一九二四年度に對し一時的に總會が削除したる五萬法を一九二五年度に繰越すことに決す

(2) 委員會會合費

一九二三年度本項費用は七萬九千法以上に達す一九二四年度本項豫算は八萬法なり然れども委員會の事業は寧ろ増大の傾向あり且つ種々の分科會會合の必要もあるところ其會合期間豫定する能はず一九二三年度本項支出に對し二萬法の增額を必要とすべし、他方二委員の増加は一九二三年本項支出に基き計算して約八分の一即ち一萬法の増加を必要とすべし總計に於て三萬法の増額を必要と認め本項の豫算を十一萬法に

増額することに決す。

(3) 書類送附費

書記長の提議に基き各國政府に對する書類の送附費は一萬法の削減を決したり之れ一九二三年度本項支出に基きしたものなり。

豫算委員會に提出すべき右趣旨の本委員會豫算案承認せらるる。

四、本委員第七回會合

本年十一月二十日乃至十二月二十日の頃と決す。

◎本會幹事増補

内務書記官丹羽七郎氏は、前號に報導した通り内務省道路課長の職に就かれたが、今回本會の幹事を嘱託すること、なつて同氏の承諾を得た氏は前にも紹介した手腕家であるから、定めし本會會務の進展に目新らしい効果を齎すことであらう。

◎第二回道路職員講習會

本會主催第一回道路職員講習會は、豫定の通り八月十八日から同二十一日まで二週間、丸の内元衛町内務省社會局三階

大會議室に於て開會した、集る者道廳各府縣臺灣朝鮮兩總督府推薦の事務官、技術官總數百五十名、外に内務省土木局復興局及參謀本部等から聽講者三十餘名で隨分盛大であった。

初日は副會長堀田貢氏

が、態々湘南の避暑地より歸京して開會の辭を述べられ、道路改良會成立の動機より説き起して是れまで本會の執行した事業とその効果を説明し、較近道路を利用する新式交通用具の發達著しく、爲に之に順應したる道路の築造を必要とするのであるが、我國に於ける道路工學は他の學術に比し甚しく進歩せず遺憾とする所であるから、茲に講習會を開き之に關する智識を授與せむとするのである。十分勉學し質疑し以て本會が本講習會を開いた趣旨を貫徹されむことを望むとの挨拶があつた。

次よりは豫定の講義に移り東京帝國大學工學部教授平林博士の地質學の講義より始まつた、同博士は約十時間に亘つて地質學の本質より、地質と土木工事の關係に論及し、

地震と道路橋梁の關係に付々引例論證して餘す所なく、講師も熱心なれば、聽者も亦博士の所論を聞き漏さじと力むる所、普通的の講習會では見受くることの出來ない現象であつた、從つて所定時間以外に亘つて、講義さること二時間の

多きに及んだ、從來土木工學の研究に於て、地質學を輕視し十分な研究を遂ぐる者が少く爲に、實際工事の設計を爲すに方り遺憾の點が多い、何とかして之に關する智識を授けたいとは本會理事、牧博士の所論であつたが、今回の講習に於て

其の目的を達することを得たのは、満足する所である。

理事 内務省土木局長長岡隆一郎氏の「道路行政」は主として道路工事の執行に付曾て内務省監察官時代に各府縣市町村の事務を監察せられ、道路工事執行令の規定が、稍ともすれば徹底せず、或は又故意に此規定の存することを知りつゝも尙右規定に従はずして工事を執行するものがあるのは寔に遺憾とする所であると、工事を請負に附する場合に注意すべき事項、請負金の前渡、工事材料の検收、工事の監督方法工事監督員服務上の注意等に付一々引例論證して、道路職員の正に守らざるべき道を懇々と説明された、之には隨分聽者の中でも耳の痛いものがあつたやうであつた、眼光紙背に徹する監察振には驚いたやうであつて、何れも皆感心して居た。

理事 内務省土木局長上信一氏の「歐米各國の道路」は英佛獨西等の歐洲各國及米國に於ける道路行政の梗概を説明して、我國の道路行政に比較し、彼我の長所を擧げて我國

現時の道路改良事業が遅々として進歩せざるを慨した所などは、流石は昔道路行政の立役者として活動した其の影を偲ばせた。

内務省書記官松本望氏の「道路交通に就て」は、道路政策は道路其のものゝ築造維持と、之を利用する道路交通の兩方面より觀察することを必要とし、我國現時の道路政策が専ら前者に重きを置き、後者に付全からざるの嫌あるのは遺憾とする所であると、歐米各國に於ける交通取締について詳細の説明があつて、非常に聽者を感服せしめた。

土木事務官田中好氏の「道路法」は現行道路法及之に附屬する命令の全般に付、説明するのであつて、理論の概要を

説明して、道路事務の實際に付詳述する所があつたが、惜しいことには時間の餘裕がないので、道路に關する費用以下の説明は其の梗概を述べたに過ぎないのは遺憾であつた。

理事 内務省土木試驗所長牧博士は初日水野會長缺席の爲臨時飛入の講演をして「道路鋪裝問題に就て」の題下に自動車發達以前に於ける一般道路の概況より、自動車と馬車

の車輪運動の性質を比較し、道路に及ぼす車輪の作用を平滑なる場合と否らざる場合とに區別して論じ、車輪に及ぼす道路の作用、鋪装に於けるウネリの生成に付いて熱心に説明する所があつた。

内務技師牧野雅樂之丞氏の「道路鋪装」は近時八ヶ間敷論議せられて居る道路鋪装の選定方針と其の種類及土道砂粒土道、砂利道及水飾マカダム道の構造維持に付詳細な説明を爲し、彈性舗装の厚さ算出の方法等に付歐米各國の事例を引證して、實際家に必要な講演をしたのは聽者一同が満足した様に見受けられた。

内務技師物部博士の「橋梁」は橋梁一般より説き始め、橋梁の徑間、橋梁の外觀、橋桁の形式及細部構造等に付微に入り細に亘り講演した外、先般土木主任官會議に諮問された道路構造令細則案の橋梁に關する部の立案趣旨と橋梁の耐震に付きて、博士の近時専心研究する得意の點を發表されたのは聽者の感嘆する所であつた。

以上の外**東京市道路局技術長竹内博士**は、東京市の道路改良計畫に付理論及技術の應用に關して東京市道路局の探つた、道路改良計畫の概要を説明して實際工事施行の任に方べき道路技術職員の爲有益な講話があつた外、**杉山神奈川縣技師**の「横濱横須賀間國道改築工事に就て」**平川神奈川縣大谷東京府兩技師**の「京濱間國道改修工事に就て」有益な講話があつた。

此外京濱間國道の實地見學を爲し、新式の道路工事用器具機械の使用方法等に付聽講者の参考に資する所が多かつたのみならず、宮城と新宿御苑の拜観を差許さるゝの光榮に浴した。

内務技師佐藤利恭氏の「道路の設計」は路線選擇の標準より説き起し、道路を計畫するに當つては、交通状勢調査の必要なことを述べ、之に依つて道路の線形即ち距離、屈曲半径及安全視距の問題及勾配、横断形狀並に路面排水に付説明するものたらしむるには、其の局に當る者が此要求に順應した

る道路の築造維持に付必要な知識を具備することが極めて必要である、依て本講習會を開催するに至つたのである。講師の講演に依つて得られた知識を實地に活用され、善良な道路の築造に盡されることは、本會が希望して已まさる所であると、懇篤な挨拶があり、之に對し講習員總代兵庫縣道路

技手谷茂一君の答辭があつた、會長は別項記載の講習員に

對し。夫々修了證書を交付し後紀念の撮影をして、本會より

提供した粗餐を共にし盛會裡に散會した。時は天長の佳辰八月三十一日焼けつくばかりの暑いときであつた。

以上述べた狀況で第二回道路職員講習會も無事に終了を告げたのである、酷暑の折柄朝は八時より午後は四時若は六時に至るまで、熱心に聽講された其の勞苦は定めしつらかつたであろうが、其の効果は地方道路の改良に貢献することの大なるものあるを信じて疑はない。

近時何々研究會の講演會とか、何々夏期大學とか隨分大きな看板を掲げて、聽講者を誘引して居るが、其の多くは徒に大家の名を列ね、一時間位にて一演説を爲すに過ぎない、言はゞ大家の顔見せとても言ふべき類が甚だ多い、聽者も亦遊び半分、東京見物旁聽講して居るのであるが、反之本會の講演は一科に付十時間以上に亘り聽者も亦非常に眞面目であつ

たことは本會の満足する所である。

希くば本會趣旨の在る所を諒解されて、我國路政の爲に努力されむことを吳々も頼むのである、終に本講習會の爲に非常の利便を與へられた、宮内官憲及内務省社會局、東京府神奈川縣の當局に深謝して已まないのである。(たノ字)

◎震災復舊狀況

客年の大震災に依る被害の内道路、軌道、水道の復舊狀態と之が善後策を内務省土木局に於て調査した相であるが大要左の如くである。

道 路

東 京 府

國 道

災前に於ける國道三十六里中、被害を蒙りたるもの約十三丁にして道路の崩壊九箇所、此延長三百九十五間、橋梁の破損七橋三百三十六間を主なるものとし小橋梁の焼失一を算したるも其の他は暗渠側溝の輕微なる破損に過ぎず、之が復舊は十三年度及十四年度に於て完成の豫定を以て復舊費五萬七千九百八十三圓を計上し着々進行中にして本年八月に於て約七

分通の復舊を見たり、工事着手中に屬する京濱新國道は幸に被害を蒙ることなく豫定の通進工し品川大井町間は既に完成し一般交通を開始するの運に至れり。

府 縣 道

災前に於ける府縣道の總延長は三百五十里被害を蒙りたるもの五里三丁餘にして、其の内道路の崩壞百四十五箇所此延長約四里二十五丁餘、橋梁の破損七十三箇所此延長十丁を中心とするものとし、其他側溝及暗渠の破損並道路の埋沒箇所合せて三十七箇所此の延長三丁餘、橋梁の墜落焼失合せて十四箇所此延長一丁餘を算し、之が復舊は十三年度及十四年度に於て完成すべく復舊費四十三萬七千三百七十九圓を以て着々進行中にして本年八月に於ては約七分通の復舊を見たり。

東京市内道路

災前に於ける市道の面積一百二十九萬六千七百九十三坪にして震災に因る被害は道路の崩壊百四十間沈下二百七十五間燒損一萬五千四百坪を算し橋梁の破損百十七橋焼失二百八十橋に及び橋梁焼失の爲と燒失電車電線等の爲に一時交通完全ならざりしも各方面よりの應援を得應急施設として道路の

路面整理、土留工施行側溝の浚渫及修繕の爲二十一萬九千餘圓を支出したるの外工費百九十一萬九千八百八十五圓を以て焼失、墜落したる橋梁に付假橋三百三十九橋を架設したり。之か復舊の爲東京市に於て施設すべき分は道路費八十六萬七千餘圓橋梁費千六百九十五萬四千餘圓外に七十四萬餘圓合計千八百五十六萬二千餘圓を以て大正十二年度より同十七年度に至る六ヶ年に於て復舊を完成すべく著々進行中に屬す而して鋪裝路面の復舊は大正十二、十三兩年度に於て完成の豫定とす。

復舊事業の狀況は道路土留工及側溝修繕として三十六萬八千六百圓を既に支出し順次進捗しつつあり又鋪裝を爲すべき路面一萬五千四百坪に對し竣工せるもの五千二百五十一坪と十二橋の復舊すべきもの二百五十四橋改築すべきもの五百十二橋にして既に竣工せるもの復舊橋に於て四十一橋を見たり。

町 村 道

災前に於ける町村道の總延長は二千五百四十九里被害を蒙りたるは四里十二丁餘にして其の内被害の主なるものは道路の崩壞三百三十三箇所此の延長四里九丁餘橋梁の破損四十七

箇所此の延長二丁餘之に次ぐ、其他道路の埋没一及暗渠の破損七ヶ所を算し之が復舊は十三年度及十四年度に於て完成すべく復舊費は十六萬五千九十七圓を以て着々進行中本年八月に於ては約六分通の復舊を見たり。

神奈川縣

災前に於ける神奈川縣内在來道路延長は四千七十八里にして、激震に基因する被害延長約二百五里に及ぶ、其の内道路の

埋没崩壊したるもの約百二十二里、缺損したるもの約八十三里、橋梁の墜落又は焼失したるもの五百二十橋、破損したるもの一千三百九十五橋を算す、其の復舊の状況を記せば次の如し。

國道及府縣道

災前に於ける國道及府縣道延長は、約三百四十六里にして激震に因る被害延長約九十五里、其の内埋没したるもの十八里、崩壊したるもの五十二里、缺損したるもの二十五里、橋梁の墜落したるもの二百八十九橋、焼失したるもの二橋破損したもの六百六十八橋の多きに達す。

縣に於ては震災直後應急施設費を以て路面整理を行ひ或は假橋を架設して交通の安全を期したり然るに右工事は假設的

のものなるを以て工事費約六百六十三萬圓を以て復舊計畫を立て既に工事の竣工せるもの道路二十箇所（此工費約十萬二千圓）橋梁十二橋（此工費約三萬二千圓）に達し現に工事施行中のものは道路百二十六箇所（此經費約四十一萬七千圓）橋梁八十五橋なり而して全部の復舊を見るに至るは大體十六年度の見込なりとす。

町村道

災前に於ける町村道延長は三千六百七十六里にして激震に因る被害延長五十四里に及ぶ其の内道路の埋没又は崩壊したるもの二十八里、缺損したるもの二十六里、橋梁の墜落したるもの百十橋破損したるもの五百五一橋を算す。

之等は凡て耕作等の關係上一日も忽諸に附すべからざるものなるを以て直に復舊に着手し現に道路二百七十五箇所橋梁九十橋（此經費約五十萬圓）は工事施行中に屬し其の三分一は既に完了せり全部の復舊は十六年度の豫定なりとす。

横濱市内道路

横濱市内に於ける在來道路總面積約八十萬坪に對し激震に基因する地割れ崩壊又は陥没等の爲根本的修理を要する慘害

を被りしもの約六十萬坪に及び橋梁に在りては百二十橋悉く災厄に遭ひ墜落六、焼失三十四、橋臺橋脚大破十三、橋板焼失十一を算し之等は全く架換を要するに至る。

之等復舊に關しては、道路橋梁を通じて約七百四十萬圓の工事費を要する見込なるが復興局及市は夫々之が負擔を分ち道路に在りては既に延長十三萬三千間此面積四十萬坪の應急修理を了し橋梁に在りては假橋架設を爲せるもの二十五橋應急修繕を爲し交通の用に供せるもの六十橋に達す、大正十六年迄に全部を復舊する豫定を以て着々計畫を進めつゝあり。

復舊工事の狀況は以上述ぶるが如しと雖ども本縣管内(横濱市)畫區域に屬する一號及三十一號國道竝横須賀市内街路るもの(除く)に屬するものは早晩之が改築せざるべからずして地方交通上重要なものは早晩之が改築せざるべからざる地位に在るを以て、其の沿道に連擔する人家の燒失又は倒壊したるを機會に、狹隘なる路幅を擴張するは將來沿道家屋の移轉に依る損害を輕減するのみならず地方復興後の改築

に比し、僅少の工費を以て道路を改良するの利益あるを認め、國庫は改良費六百九十三萬圓に對し大正十三年以降五ヶ年度間に四百參拾萬圓の補助を與へ之が助成を爲しつゝあり。

國道及府縣道

震災の最も甚しかりしは伊東、熱海方面及御殿場小山にして國道、府縣道、町村道悉く壞滅せられ國道一號箱根坂路以下多數幹線道路亦交通杜絶せられしも、各種の應急工事と共に銳意其の速成に勉め、早きは九月六日より遅きは同月十五日迄に之が各線を通して人馬の往來を得せしめたり、之が復舊は縣の負擔に屬する國道、府縣道の道路被害は六百九十四箇所、此工費百五十六萬七千餘圓、橋梁被害箇所百四十七箇所、此工費九萬六千餘圓を示し之を大正十二、十三年度の事業とし内七百五箇所、工費四十八萬六千三百三十圓は、既に竣成し殘部は遅くも大正十四年五月中には全部完了の豫定にして着々進行中なり。

町村道

市町村工事としての道路橋梁の被害箇所は四百七十五、此工費二十萬五千四百八十五圓を示し、之を大正十二、十三年度の事業として既に四百六十九箇所、工費十七萬二千七百三十六圓は竣功し約八割四分の工程を示す、殘工事は總て本年十二月中旬を以て完了の豫定なり。

埼玉縣

道路上に於ける被害は石垣の崩壊、溝橋の破損、路面の龜裂最も多く、橋梁にして墜落したるもの渺々と雖、道路との取合箇所の崩壊せるもの多きを占め就中戸田橋の如きは危険に陥りたるを以て、直に之が應急工事を施し尙交通の杜絶其の他國道、府縣道に於ける被害は道路百十四箇所此の工費九萬七千六百七十三圓橋梁百三十七箇所此の工費十萬八千五百九十八圓を算す、爾來復舊に勉め既に竣工せるもの道路に於て百十箇所此の金額八萬二千六百七十五圓にして八割五分、

橋梁に於て百二十三箇所、此の金額七萬七千七百九十七圓にして七割二分の工程を示し目下着々進捗中、遅くも本年十二月中には全部完了する豫定なり。

に陥りたるを以て、直に之が應急工事を施し尙交通の杜絶其

の他國道、府縣道に於ける被害は道路百十四箇所此の工費九萬七千六百七十三圓橋梁百三十七箇所此の工費十萬八千五百九十八圓を算す、爾來復舊に勉め既に竣工せるもの道路に於て百十箇所此の金額八萬二千六百七十五圓にして八割五分、橋梁に於て百二十三箇所、此の金額七萬七千七百九十七圓にして七割二分の工程を示し目下着々進捗中、遅くも本年十二月中には全部完了する豫定なり。

以上被害の概要は國道及府縣道に於て四百十九ヶ所此工費

力復舊工事の進捗を計り本年度内に全部完成せしむべき見込なり殊に町村工事に對しては隨時吏員を派遣し之が督勵に力めつゝあり。

山梨縣

強震の被害は縣下全般に亘り道路に在ては缺潰、龜裂、陥没、橋梁の破損等其の損害甚大にして、就中八號國道笛子村上野町間に於ては延長千四百六十間に亘る路面の龜裂を生じ架す大月橋は左岸一部墜落して交通杜絶し、猿橋は其の兩詰加ふるに土留又は路側石垣崩壊箇所頗る多く、又同國道筋に對しては直ぐ應急工事を施したり。

以上被害の概要は國道及府縣道に於て四百十九ヶ所此工費四十四萬三千圓、橋梁七十三橋此工費九萬一千圓、市道及町村道三十九ヶ所此工費五萬二千圓、橋梁十二橋此工費一萬三千圓にして既に竣工せるものは國道及府縣道六十三ヶ所此工所を始め道路百二十四箇所之が復舊費十九萬九千餘圓、橋梁費四萬六千圓、橋梁二十橋此工費壹萬五千圓市道及町村道に於て道路百七箇所の被害あり、之が復舊費七萬六千六百七十橋之が復舊費十六萬二千餘圓の多額に達す、尙此外町村萬一千圓にして目下着々工程の進捗に努め大正十四年度中に

第二回 道路職員講習會講習員一覽表

